

福山城公園利活用(イベント開催等)における注意事項

福山城公園は都市公園や国史跡などに指定されており、法令に基づき行為の制限や必要な申請があります。イベント開催等においては、主に次の手続きが必要ですので、計画段階から協議を行い、申請を行ってください。
※その他対応すべき関連法令は事業内容により異なります。主催者において事前に確認してください。

No.	項目	申請内容等	協議・申請先
1	福山城公園 【関連法令等】 ・都市公園法 ・福山市都市公園条例	<ul style="list-style-type: none"> ●公園を一時的に独占して使用する場合や写真・動画撮影を商業目的とする場合は、事前に申請が必要です。(有料) 例、イベント会場として公園を使用、結婚式の前撮り など ●許可申請書は、使用する1週間前までに提出してください。 ※申請に関する詳細は福山市公園緑地課HP「都市公園の使用・占有について」をご覧ください。 	福山市公園緑地課
2	史跡福山城跡 【関連法令等】 ・文化財保護法	<ul style="list-style-type: none"> ●史跡内の景観や地盤など現状を変更する行為全てを対象に申請・許可が必要です。 例、仮設物(テント、ステージなど)、誘導・案内看板の設置など ●史跡内の樹木、石垣、建造物、地下遺構等に影響を及ぼす行為(掘削、盛土等)は原則許可されません。 ●実施内容により異なりますが、申請から許可まで概ね1~3か月以上の期間を要す為、計画段階から事前協議を行ってください。 	福山市文化振興課 (文化財担当)
3	月見櫓・御湯殿・福寿会館 【関連法令等】 ・福山城条例	<ul style="list-style-type: none"> ●貸会場(月見櫓・御湯殿・福寿会館)の使用について申請・許可が必要です。(有料) ※申請に関する詳細は福山城博物館HP、福寿会館HPをご覧ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●月見櫓、御湯殿の使用 :福山城博物館 ●福寿会館の使用 :福寿会館
4	福山城天守 「天空の間(最上階)」 【関連法令等】 ・福山城(天空の間)利活用事業 実施要綱 ・福山地区消防組合火災予防条例	<ul style="list-style-type: none"> ●福山城天守「天空の間(最上階)」の使用について申請・許可が必要です。(有料) ※申請に関する詳細は福山市文化振興課HP「福山城天守最上階「天空の間」利活用事業について」をご覧ください。 ●申請にあたって、主催者から北消防署へ「催物開催届出書」を提出し、指導を受けてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●福山市文化振興課 (企画担当) ●福山地区消防組合北消防署
5	火気を使用する場合 【関連法令等】 ・福山市都市公園条例 ・福山地区消防組合火災予防条例	<ul style="list-style-type: none"> ●福山市都市公園条例上、市長の許可を受けなければなりません。 ただし、私的または個人的目的での花火やたき火、バーベキュー、野焼きは許可できません。 公共的又は公益的な理由で公園内で火気を使用する場合は、使用・占用許可申請の際に、次のことが必要になります。 ・北消防署へ「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生するおそれのある行為の届出書」を提出し指導を受けること ・責任者を設置すること ・緊急時連絡先を設定すること ・安全対策を講じること ●露店等の開設には北消防署へ「露店等の開設届出書」を提出し、指導を受けてください。 ●文化財保護の観点から、火気使用場所は、福山城公園内の火気使用禁止区域として位置付けている施設及びその他の施設の周囲10mの範囲外としてください。ただし、特に必要な場合において、火気使用禁止区域で火気を使用する場合は、北消防署へ「喫煙等承認申請書」を提出し、指導を受けてください。※市文化振興課に事前相談を行ってください。 【火気使用禁止区域】伏見櫓、筋鉄御門、鐘櫓、旧内藤家長屋門 【その他の施設】福山城天守、御湯殿、月見櫓、鏡櫓、福寿会館 	<ul style="list-style-type: none"> ●福山市公園緑地課 ●福山地区消防組合北消防署 (●福山市文化振興課(企画担当))
6	無人航空機(ドローン等)の飛行について 【関連法令等】 ・福山市都市公園条例 ・航空法	<ul style="list-style-type: none"> ●本市では都市公園等で無人航空機(ドローン等)を飛行させることは、他の公園利用者に危害が及んだり、公園施設が破損するなど公園の利用及び管理に支障となる可能性があるため「原則禁止」としています。 ●なお、事業活動等で飛行を行う必要がある場合、事前に市の許可が必要となります。 ※申請内容によって許可できない場合があります。 ※申請書類の提出から許可の決定まで、概ね30日の期間を要します。 ●史跡内施設を撮影する場合、市文化振興課に事前相談を行ってください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●福山市公園緑地課 (●福山市文化振興課(企画担当))

■その他設備環境等

No.	項目	使用可否等
1	電気設備	●既存設備は使用できません。主催者で仮設の発電機などを手配してください。
2	給排水設備	●主催者で仮設設備を手配してください。※既存トイレは使用可能です。
3	駐車場	●福山城公園内に駐車場はありません。周辺の有料駐車場など主催者で手配してください。

問合せ先	連絡先
福山市公園緑地課(利活用推進担当)	TEL: 084-928-1096 Mail: kouen-ryokuchi@city.fukuyama.hiroshima.jp
福山市文化振興課	(文化財担当) TEL: 084-928-1278 Mail: bunkazai@city.fukuyama.hiroshima.jp (企画担当) TEL: 084-928-1117 Mail: bunka@city.fukuyama.hiroshima.jp
福山城博物館、福寿会館	(福山城博物館) TEL: 084-922-2117 Mail: castle@city.fukuyama.hiroshima.jp (福寿会館) TEL: 084-923-1516 Mail: fukuju@city.fukuyama.hiroshima.jp
福山地区消防組合北消防署	TEL: 084-923-3199 Mail: kita-shoubou@city.fukuyama.hiroshima.jp

